



平成18年5月12日

各 位

会社名 中部飼料株式会社
(コード番号 2053 東証・名証第1部)
代表者 取締役社長 平野 宏
問合せ先 取締役管理本部長 湯浅 正一
(TEL 0562-33-2102)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」に関し、平成18年6月29日開催予定の当社第59期定時株主総会において下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の公告の方法について、公告の周知性の向上及び合理化を図るため電子公告制度を採用することとし、併せてやむを得ない事由によって電子公告によることが出来ない場合の措置を定めるものであります。(変更案第5条)
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い次の通り当社定款を変更するものであります。

取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨の規定の新設
(変更案第4条)

株券を発行する旨の規定の新設(変更案第7条)

単元未満株式についてその権利を明確に規定することが認められたことに伴う規定の新設(変更案第10条)

議決権の代理行使について株主総会に出席することができる代理人の数を明確化するための変更(変更案第16条)

株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示することが認められたことに伴う規定の新設
(変更案第18条)

取締役会における書面または電磁的記録による決議が認められたことに伴う規定の新設（変更案第28条）
有能な人材の確保とその期待される役割を十分発揮できるようにするために、社外監査役の責任限定契約に関する規定の新設（変更案第40条）
その他、会社法の条文に合わせた用語の変更、規定の整理を行うものです。

（3）株主の皆様への利益配分の機会を充実させるため、中間配当制度導入に関する規定を新設するものであります。（変更案第43条）

（4）以上のほか、規定の新設、削除に伴う条数の変更、定款の全般にわたる規定の構成の変更及び項数の表示その他一部字句の整備を行うものです。

2．変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月29日（木）
定款変更の効力発生日	平成18年6月29日（木）

以上

< 定款変更の内容 >

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (商号) 当社は、中部飼料株式会社と称する。</p> <p>第 2 条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 飼料の製造および販売 2. 畜産水産用機械設備等の請負、設計、製作および販売 3. 肥料の製造および販売ならびに輸出入 4. 家畜家禽類の飼育および販売 5. 畜産水産物の加工および販売 6. 魚類の養殖および販売 7. 家畜の人工授精および受精卵移植に関する業務 8. 家畜診療に関する業務 9. 動物用医薬品の製造および販売 10. 不動産および動産の賃貸 11. 前各号に附帯または関連する一切の事業 <p>第 3 条 (本店の所在地) 当社は、本店の所在地を愛知県知多市に置く。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 4 条 (公告) <u>当社の公告は、名古屋市において発行する中日新聞ならびに東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (商号) (現行どおり)</p> <p>第 2 条 (目的) (現行どおり)</p> <p>第 3 条 (本店の所在地) (現行どおり)</p> <p>第 4 条 (機関) <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u> <p>第 5 条 (公告方法) <u>当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>
<p>第 5 条 (株式総数)</p> <p>当社の発行する株式の総数は、8,000万株とする。</p> <p><u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p>第 6 条 (発行可能株式総数)</p> <p>当社の発行可能株式総数は、8,000万株とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 7 条 (株券の発行)</p> <p><u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>
<p>第 6 条 (自己株式の取得)</p> <p>当社は、<u>商法第 2 1 1 条ノ 3 第 1 項第 2 号</u>により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p>	<p>第 8 条 (自己株式の取得)</p> <p>当社は、<u>会社法第 1 6 5 条第 2 項</u>により、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p>
<p>第 7 条 (株券の種類)</p> <p><u>当社の発行する株券の種類は、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 8 条 (1 単元の株式の数)</p> <p>当社の 1 単元の株式の数は、1,000株とする。</p>	<p>第 9 条 (単元株式数および単元未満株の不発行)</p> <p>当社の単元株式数は、1,000株とする。</p>
<p>2 当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。) に係わる株券を発行しない。</u></p> <p>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p>2 当社は、<u>第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>
<p>3 <u>当社の単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、株式取扱規定に定めるところにより、その単元未満株式と併せて 1 単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p><u>買取請求することができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(第 1 1 条に移設)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 10 条 (単元未満株式についての権利)</u> <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、 <u>その有する単元未満株式について次に掲げる権利</u> <u>以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第 1 6 6 条第 1 項の規定による請求</u> <u>をする権利</u> <u>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを</u> <u>受ける権利</u> <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p>
<p>(新 設)</p> <p><u>第 9 条 (名義書換代理人)</u> <u>当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</u> 2 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役</u> <u>会の決議によってこれを定める。</u> 3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同</u> <u>じ。)</u> <u>および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の</u> <u>事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、実質株</u> <u>主通知の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買</u> <u>取りおよび売渡し、その他株式に関する事務は、</u> <u>名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこ</u> <u>れを取扱わない。</u></p>	<p><u>第 11 条 (単元未満株式の買増し)</u> <u>当社の株主は、株式取扱規則に定めるところに</u> <u>より、その有する単元未満株式の数と併せて単元</u> <u>株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する</u> <u>ことができる。</u></p> <p><u>第 12 条 (株主名簿管理人)</u> <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u> 2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締</u> <u>役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同</u> <u>じ。)</u> <u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、</u> <u>株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株主名</u> <u>簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記</u> <u>載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増</u> <u>し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務</u> <u>は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社において</u> <u>は取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 10 条 （基準日）</p> <p>当社は、毎年 3 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもってその期の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要ある場合には、予め公告し、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第 11 条 （株式取扱規則）</p> <p>当社の株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券喪失登録、单元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する事項は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>第 13 条 （基準日）</p> <p>当社は、毎年 3 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合には、予め公告し、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第 14 条 （株式取扱規則）</p> <p>当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>
<p>第 12 条 （招集時期）</p> <p>定時株主総会は、毎決算期後 3 ヶ月以内に、臨時株主総会は、必要ある場合に取締役会の決議により、これを招集する。</p>	<p>第 15 条 （招集）</p> <p>当社の定時株主総会は、毎決算期後 3 ヶ月以内に、臨時株主総会は、必要ある場合に取締役会の決議により招集する。</p>
<p>第 13 条 （議決権の代理行使）</p> <p>株主は、当社の他の議決権のある株主に委任して、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出するものとする。</p>	<p>第 16 条 （議決権の代理行使）</p> <p>株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出するものとする。</p>
<p>第 14 条 （招集者および議長）</p> <p>株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議により定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</p>	<p>第 17 条 （招集者および議長）</p> <p>（現行どおり）</p> <p>2 取締役社長に事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 15 条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>商法第 3 4 3 条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</u></p> <p>第 16 条 (議事録) 株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、<u>議長ならびに出席した取締役が記名捺印または電子署名する。</u></p> <p>2 <u>前項の議事録は、その原本を 1 0 年間本店に、その謄本を 5 年間支店に備置く。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 17 条 (定員) 当社の取締役は、1 5 名以内とする。</p> <p>第 18 条 (選任) 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>第 18 条 (<u>株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供</u>) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第 19 条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>会社法第 3 0 9 条第 2 項によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>第 20 条 (議事録) 株主総会の議事は、その経過の要領および結果ならびに<u>その他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。</u></p> <p>(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 21 条 (定員) (現行どおり)</p> <p>第 22 条 (選任) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 19 条 （任期）</p> <p>取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>2 補欠または増員により<u>就任した取締役の任期は、現任者の残任期間と同一とする。</u></p>	<p>第 23 条 （任期）</p> <p>取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠または増員により<u>選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第 20 条 （代表取締役および役付取締役）</p> <p>取締役会の決議により、<u>代表取締役若干名を定める。</u></p> <p>2 取締役会の決議により、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>定めることができる。</u></p> <p>3 取締役会の決議により、<u>取締役相談役 1 名を定めることができる。</u></p> <p>4 取締役会の決議により、<u>取締役最高顧問 1 名、取締役顧問若干名を定めることができる。</u></p>	<p>第 24 条 （代表取締役および役付取締役）</p> <p>取締役会はその決議によって、<u>当会社を代表すべき取締役を選定する。</u></p> <p>2 取締役会はその決議によって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定することができる。</u></p> <p>3 取締役会はその決議によって、<u>取締役相談役 1 名を選定することができる。</u></p> <p>4 取締役会はその決議によって、<u>取締役最高顧問 1 名、取締役顧問若干名を選定することができる。</u></p>
<p>第 21 条 （報酬および退職慰労金）</p> <p>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。</p>	<p>第 25 条 （報酬等）</p> <p>取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第 22 条 （取締役会の招集および議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役会長に事故あるとき、または欠員のときは、<u>予め取締役会において定めた順序にしたがい、他の取締役がこれに当る。</u></p> <p>3 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より 3 日前にこれを発する。</p> <p>4 前項の場合において、<u>取締役および監査役全員の同意があるときは、この限りではない。</u></p>	<p>第 26 条 （取締役会の招集および議長）</p> <p>（現行どおり）</p> <p>2 （現行どおり）</p> <p>3 （現行どおり）</p> <p>4 前項の場合において、<u>取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>第 23 条 （取締役会の決議）</p> <p>取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決定する。</u></p>	<p>第 27 条 （取締役会の決議）</p> <p>（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第24条 (取締役会規定) 取締役会に関する事項は、法令、<u>定款</u>に定めるほか、取締役会規定による。</p> <p>第25条 (取締役会の議事録) 取締役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名捺印または電子署名する。</p> <p>2. <u>前項の議事録は、その原本を10年間本店に備置く。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第26条 (定員) 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>第27条 (選任) 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p> <p>第28条 (任期) 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>2 補欠のため就任した監査役の任期は、<u>前任者の残任期間と同一とする。</u></p>	<p>第28条 (取締役会の決議の省略) <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第29条 (取締役会規定) 取締役会に関する事項は、法令<u>または定款</u>に定めるほか、<u>取締役会の定める</u>取締役会規定による。</p> <p>第30条 (取締役会の議事録) 取締役会の議事は、その経過の要領および結果<u>ならびにその他法令で定める事項</u>を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名捺印または電子署名する。</p> <p>(削除)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第31条 (定員) (現行どおり)</p> <p>第32条 (選任) (現行どおり)</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第33条 (任期) 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 29 条 （常勤監査役） <u>監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>第 30 条 （報酬および退職慰労金） <u>監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。</u></p> <p>第 31 条 （監査役会の招集） 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より 3 日前にこれを発する。</p> <p>2 前項の場合において、監査役全員の同意があるときは、<u>この限りではない。</u></p> <p>第 32 条 （監査役会の決議） 監査役の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって定める。</p> <p>第 33 条 （監査役会規定） 監査役会に関する事項は、法令、<u>定款に定めるほか、監査役会規定による。</u></p> <p>第 34 条 （監査役会の議事録） 監査役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名捺印または電子署名する。</p> <p>2 <u>前項の議事録は、その原本を 10 年間本店に備置く。</u></p> <p>（新 設）</p>	<p>第 34 条 （常勤監査役） <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第 35 条 （報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会<u>の決議によって定める。</u></p> <p>第 36 条 （監査役会の招集） （現行どおり）</p> <p>2 前項の場合において、監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第 37 条 （監査役会の決議） （現行どおり）</p> <p>第 38 条 （監査役会規定） 監査役会に関する事項は、法令<u>または定款に定めるほか、監査役会の定める監査役会規定による。</u></p> <p>第 39 条 （監査役会の議事録） 監査役会の議事は、その経過の要領および結果<u>ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名捺印または電子署名する。</u></p> <p>2 （削 除）</p> <p>第 40 条 （社外監査役の責任免除） <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 35 条 (営業年度) 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。</p> <p>2. <u>当社は、毎年 3 月 3 1 日に決算を行う。</u></p> <p>第 36 条 (配当金の支払) <u>利益配当金は、毎年 3 月 3 1 日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>2. <u>前項の利益配当金が、支払開始の日より満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 41 条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。 (削 除)</p> <p>第 42 条 (期末配当金) <u>当社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。) を支払う。</u></p> <p>(2 は第 4 4 条に移設)</p> <p>第 43 条 (中間配当金) <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 3 0 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 4 5 4 条第 5 項に定める剰余金の配当 (以下「中間配当金」という。) をすることができる。</u></p> <p>第 44 条 (期末配当金等の除斥期間) <u>期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>2. <u>未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>

以 上